

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年3月11日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画墓園
- 2 都市計画を定める土地の区域
(1) 変更する部分
①名称 1 千歳墓園
位置 千歳市都及び根志越
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画墓園の変更（千歳市決定）

都市計画墓園に1号 千歳墓園を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	墓園名			
1	千歳墓園	千歳市都及び根志越	約 18.1ha	主要な墓園施設： 納骨堂、駐車場、 管理事務所、休憩所 墓所面積：2.9ha 墓所率：16.0%

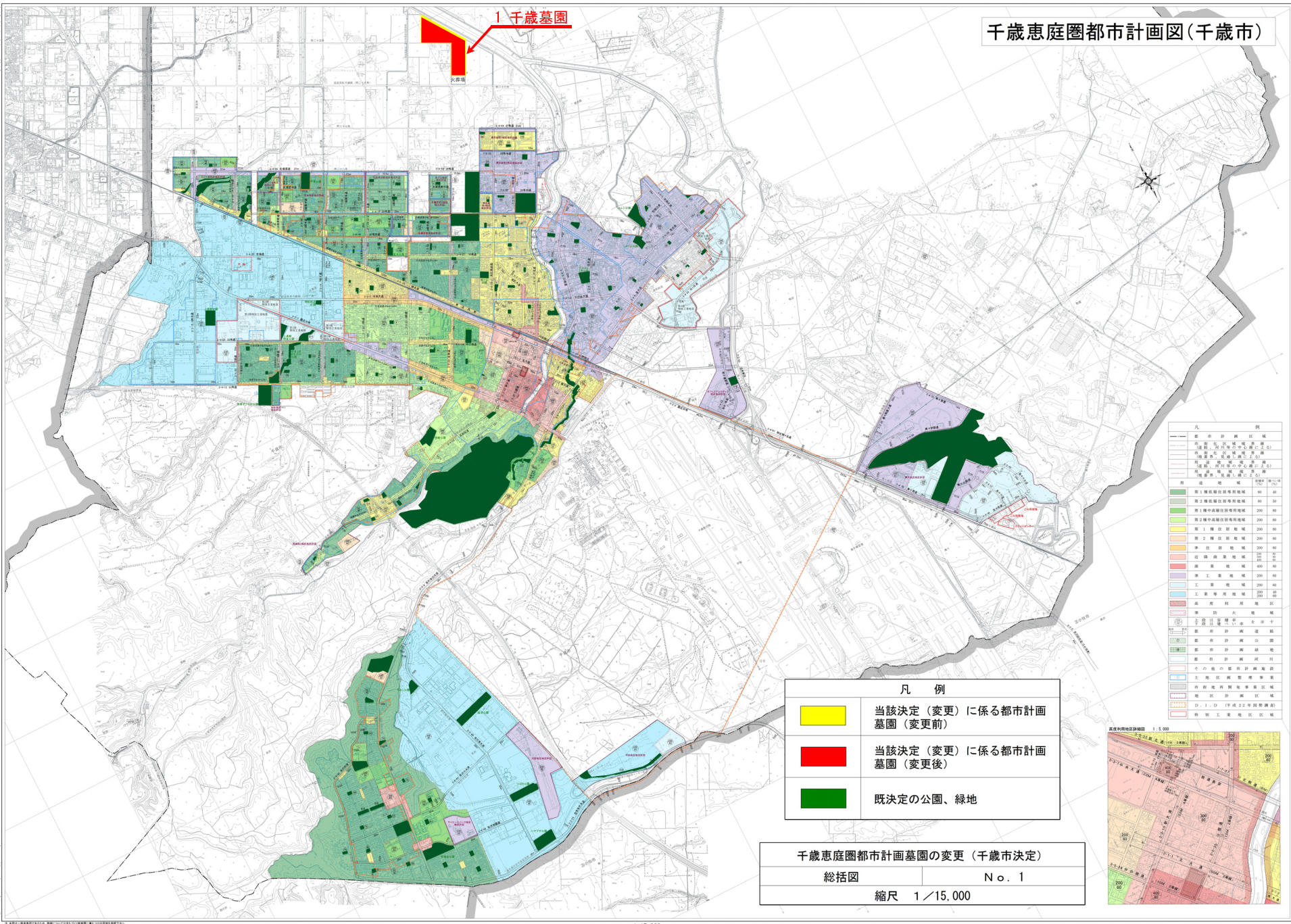
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本墓園は、主に市内に居住する者の利用に供することを目的として昭和48年に都市計画決定されたが、今般、本墓園に隣接する千歳川の河川整備計画による堤防拡幅に伴い、本墓園区域の一部が河川施設である千歳川堤内排水路となることから本墓園区域を変更するものである。

千歳恵庭圏都市計画図(千歳市)

1 千歳墓園



凡例

都市計画区域	都市計画区域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
第四種住居地域	第四種住居地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種緑地	第一種緑地
第二種緑地	第二種緑地
準住居地域	準住居地域
近隣緑地	近隣緑地
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
高度利用地区	高度利用地区
準公共施設	準公共施設
都市計画道路	都市計画道路
都市計画分道	都市計画分道
都市計画河川	都市計画河川
都市計画河川	都市計画河川
その他都市計画施設	その他都市計画施設
土地区画整理事業	土地区画整理事業
市街地再開発事業区域	市街地再開発事業区域
地区計画区域	地区計画区域
D、I、D (平成22年設け)	D、I、D (平成22年設け)
特別工業地区区域	特別工業地区区域

凡例

黄色	当該決定(変更)に係る都市計画墓園(変更前)
赤色	当該決定(変更)に係る都市計画墓園(変更後)
緑色	既決定の公園、緑地

千歳恵庭圏都市計画墓園の変更(千歳市決定)
 総括図 No. 1
 縮尺 1/15,000

